第十一条の三を次のように改める。

（資金の繰入）

第十一条の三　市町村連合会は、厚生年金保険給付及び退職等年金給付の事務に要する費用の額から法第百十六条第三項の規定により指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合から払込みがあつた額を控除して得た額を厚生年金保険経理及び退職等年金経理から業務経理に繰り入れることができる。この場合において、業務経理に繰り入れる額は、総務大臣が厚生年金保険経理及び退職等年金経理についてそれぞれ定める金額の範囲内において定款で定める金額に市町村連合会を組織する組合に属する組合員数を乗じて得た額を限度としなければならない。

2　市町村連合会は、前項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、総務大臣が定める金額を超えて同項に規定する定款で定める金額を定めることができる。

3　市町村連合会は、保健給付経理の財源を第十一条の四第二項において準用する施行規程第六条第一項第八号に規定する宿泊経理に繰り入れることができる。

第十一条の四第二項中「第四号まで」を「第六号まで、第七条」に改め、「、第十四条」を削り、「第四号の二、第五十六条」を「第四号の三」に、「第八十三条第一号を除く」を「第八十三条を除き、同節の規定を施行規程附則第一条の二第三項の規定において読み替えて準用する場合を含む」に改め、「、施行規程第七条第一項中「組合は、組合の」とあるのは「市町村連合会は、長期給付の」と、「第百十三条第四項」とあるのは「第百十六条第四項」と、「地方公共団体が負担する」とあるのは「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合から払込みがあつた」と、「短期経理及び長期経理（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の長期経理を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「長期経理」と、「主務大臣が短期経理及び長期経理についてそれぞれ」とあるのは「総務大臣が」と、「組合員数」とあるのは「市町村連合会を組織する組合に属する組合員数」と、同条第三項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と」を削り、「短期経理及び長期経理」とあるのは「長期経理」と、「資金計画」とあるのは「資金計画並びに災害給付経理における当該事業年度の資金計画」を「短期経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「災害給付経理における」に、「法第百十三条第四項」を「法第百十三条第五項」に改める。

第十一条の五第一項中「長期給付経理」を「厚生年金保険給付調整経理、退職等年金給付調整経理、厚生年金拠出金経理」に、「預託金管理経理」を「厚生年金保険預託経理、退職等年金預託経理」に改め、同条第二項中「長期給付経理」を「厚生年金保険給付調整経理」に、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金」を「厚生年金拠出金」に改め、「第百十六条の二に規定する財政調整拠出金」の下に「（法第百十六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）」を、「第百二条の二に規定する財政調整拠出金」の下に「（同法第百二条の三第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）」を加え、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「預託金管理経理」を「厚生年金保険預託経理」に、「、組合」を「、組合及び市町村連合会」に改め、「資金」の下に「（法第二十四条に規定する厚生年金保険給付組合積立金に係る資金に限る。）及び地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整積立金に係る資金の一部」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　退職等年金預託経理は、組合及び市町村連合会から地方公務員共済組合連合会に預託された資金（法第二十四条の二に規定する退職等年金給付組合積立金に係る資金に限る。）及び地方公務員共済組合連合会の退職等年金給付調整積立金に係る取引を経理するものとする。

第十一条の五第三項中「第九十四条の二第一項」を「第九十四条の二第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　退職等年金給付調整経理は、法第三十八条の八の二第二項の規定による払込金、同条第三項の規定による交付金並びに法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金（法第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）及び国家公務員共済組合法第百二条の二に規定する財政調整拠出金（同法第百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引を経理するものとする。

4　厚生年金拠出金経理は、厚生年金拠出金及び厚生年金交付金に関する取引を経理するものとする。

第十一条の五の二中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に、「長期給付経理」を「厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理」に改める。

第十一条の六を次のように改める。

第十一条の六　削除

第十一条の七中「長期給付経理」を「厚生年金保険給付調整経理、退職等年金給付調整経理、厚生年金拠出金経理」に、「預託金管理経理」を「厚生年金保険預託経理、退職等年金預託経理」に改める。

第十一条の十の見出しを「（厚生年金保険給付調整積立金の積立て）」に改め、同条中「長期給付経理」を「厚生年金保険給付調整経理」に、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に改める。

第十一条の十の次に次の一条を加える。

（退職等年金給付調整積立金の積立て）

第十一条の十の二　退職等年金給付調整経理においては、毎事業年度末日において、当該事業年度の利益金を退職等年金給付調整積立金として積み立てなければならない。

第十一条の十六第二項中「、第十四条」を削り、「及び第四号の二、第五十六条」を「、第三号及び第四号の三」に、「並びに第六十六条」を「、第六十六条並びに第八十三条の三まで」に改め、「、施行規程第二章第二節中「長期経理」とあるのは「長期給付経理」と」を削り、「施行規程第十二条第二項中」の下に「「厚生年金保険経理及び退職等年金経理」とあるのは「厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理」と、」を、「又は市町村連合会」と」の下に「、同項第一号中「厚生年金保険経理」とあるのは「厚生年金保険給付調整経理」と、同項第二号中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金給付調整経理」と、施行規程第十三条第一項第一号中「厚生年金保険経理」とあるのは「厚生年金保険給付調整経理」と、同項第二号中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金給付調整経理」と」を加え、「第二十五条第三号」を「第二十五条第四号」に、「短期経理及び長期経理における給付、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金」を「厚生年金保険経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と組合員保険料（法第百十四条第一項に規定する組合員保険料をいう。以下同じ。）」に、「前前事業年度」を「前々事業年度」に、「長期給付経理における」を「厚生年金保険給付調整経理における」と、同条第四号の二中「退職等年金経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「退職等年金給付調整経理における」に、「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に改め、「第六十九条第二項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と」の下に「、施行規程第七十二条第三項中「厚生年金保険経理の厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金経理の退職等年金給付組合積立金」とあるのは「厚生年金保険給付調整経理の厚生年金保険給付調整積立金又は退職等年金給付調整経理の退職等年金給付調整積立金」と」を加え、「「長期経理」を「厚生年金保険経理」に、「「長期給付経理」と読み替える」を「「厚生年金保険給付調整経理」と読み替える」に改める。

第十二条の三第二項第一号中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付及びこれに準ずる給付」に改め、同項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　退職等年金経理　退職等年金給付に関する取引

第十二条の四を次のように改める。

第十二条の四　削除